

# 鳥取県公報

毎週火曜日及び  
金曜日発行  
(当日が休日に当  
たるときは、そ  
の翌日)

## 目 次

- ◇ 告 示 県道の路線の認定(道路課)
- 一般国道の区域の決定(〃)
- 一般国道の区域の変更(〃)
- 県道の区域の決定(〃)
- 県道の区域の変更(〃)
- 県道の供用の開始(〃)

## 告 示

鳥取県告示第三百五十四号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第七条の規定に基づき、県道の路線を次のように認定する。

その関係図面は、鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成五年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

整理番号	路線名	起 点	終 点	重要な経過地
321	志子部船岡線	八頭郡船岡町大字志子部	八頭郡船岡町大字郡家	
322	大江船岡線	八頭郡船岡町大字大江	八頭郡船岡町大字殿	
323	智頭用瀬線	八頭郡智頭町大字市瀬	八頭郡用瀬町大字赤波	

鳥取県告示第三百五十五号

道路法(昭和二十七年法律第百八十号)第十八条第一項の規定に基づき、一般国道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。  
その関係図面は、平成五年四月一日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成五年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
四八二号	八頭郡若桜町大字春米字三ツ総ヨリナ カツラガ仙マデ六四七地先から同郡佐 治村大字栃本字辰巳峠三八五地先まで	四・五〇〇 二〇〇・五〇〇	六四、四九六
	東伯郡三朝町大字木地山字内札谷一二 四〇一―地先から同町大字福本字小林 谷一五五〇一―地先まで	五・五〇〇 七四〇・〇〇〇	二二、〇一四
	日野郡江府町大字下蚊屋字三平四〇九 ―地先から米子市富士見町二丁目一 五二地先まで	五・〇〇〇 六二〇・〇〇〇	二九、九一九

鳥取県告示第三百五十六号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、  
一般国道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。  
その関係図面は、平成五年四月一日から二週間鳥取県土木部道路課にお  
いて一般の縦覧に供する。

平成五年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	変 更 後	変 更 前	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
三二二号	倉吉市金森町八九地先から同市 見日町一七七地先まで	倉吉市見日町一七七地先から東 伯郡関金町大字山口字西河原其 一大東大河原八三八地先まで	三・〇〇〇 四七〇・〇〇〇	二一、四七二
	東伯郡関金町大字山口字本谷一 九四三―三三三―地先から同町大字関 金宿字上天王九七三―一―地先ま で	東伯郡関金町大字山口字西河原 其一大東大河原八三八地先から 東伯郡北条町大字田井字灘浜四 八四―二―地先まで	一〇・二〇〇 一四二・〇〇〇	五、二七〇
	東伯郡関金町大字山口字本谷一 九四三―三三三―地先から同町大字関 金宿字上天王九七三―一―地先ま で	東伯郡関金町大字山口字西河原 其一大東大河原八三八地先から 東伯郡北条町大字田井字灘浜四 八四―二―地先まで	三・〇〇〇 四〇〇・〇〇〇	二六、〇二九
	倉吉市金森町八九地先から同市 見日町一七七地先まで	倉吉市見日町一七七地先から東 伯郡関金町大字山口字西河原其 一大東大河原八三八地先まで	三・〇〇〇 四七〇・〇〇〇	二一、四七二

鳥取県告示第三百五十七号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、  
県道の区域を次のように決定したので、同項の規定により告示する。  
その関係図面は、平成五年四月一日から二週間鳥取県土木部道路課にお  
いて一般の縦覧に供する。

平成五年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
志子部船岡線	八頭郡船岡町大字志子部字狸岩六一 一地从り同町大字那家字大平口二 五〇一七地先まで	四・五〇 四五〇	五、四九〇
大江船岡線	八頭郡船岡町大字大江字朽谷土居八 一八一一地从り同町大字殿字風ヶ 森五六五―六地先まで	五・五〇 三四〇	六、三九四
智頭用瀬線	八頭郡智頭町大字市瀬字嶋崎東九三 三一―一地从り同郡用瀬町大字赤波 字セントパー―一八地先まで	五・〇〇 四〇〇	二、五四五

鳥取県告示第三百五十八号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、  
 県道の区域を次のように変更したので、同項の規定により告示する。  
 その関係図面は、平成五年四月一日から二週間鳥取県土木部道路課にお  
 いて一般の縦覧に供する。

平成五年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	変 更 後		変 更 前		敷地の幅員 (メートル)	延 (メートル)長
	変 更 後	変 更 前	変 更 後	変 更 前		
倉吉由良線	倉吉市和田字野畑三六六―二 地先から東伯郡大栄町大字西 園字中浜一三七―二地先ま で	倉吉市旭田町七三地从り東 伯郡大栄町大字西園字中浜一 三七―二地先まで	七・〇〇 四九〇	七・〇〇 四九〇	一、一九七	一、一九七
倉吉江北線	倉吉市宮川町二丁目一三〇― 一六地先から東伯郡北条町大 字江北字河原田一九三〇―一 地先まで	倉吉市金森町八九地先から東 伯郡北条町大字江北字河原田 一九三〇―一地先まで	五・〇〇 三三〇	五・〇〇 三三〇	七、八一八	七、八一八
巖城上灘線	倉吉市巖城字宮の前一二三六 次一地从り同市見日町一七 七地先まで	倉吉市巖城字宮の前一二三六 次一地从り同市見日町三九 九地先まで	七・七〇 三七〇	七・七〇 二三八〇	六、三三六	六、三三六

鳥取県告示第三百五十九号

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、

次のとおり県道の供用を開始するで、同項の規定により告示する。  
 その関係図面は、平成五年四月一日から二週間鳥取県土木部道路課において一般の縦覧に供する。

平成五年四月一日

鳥取県知事 西 尾 邑 次

路線名	区 間	供用開始の年月日
志子部船岡線	八頭郡船岡町大字志子部字狸岩六一 一地从り同町大字郡家字大平口二 五〇―七地先まで	平成五年四月一日
大江船岡線	八頭郡船岡町大字大江字枋谷土居八 一―一地从り同町大字殿字風ヶ 森五六五―六地先まで	
智頭用瀬線	八頭郡智頭町大字市瀬字嶋崎東九三 三―一地从り同郡用瀬町大字赤波 字セントバー―一八地先まで	

発行所 鳥取県鳥取市東町一丁目 鳥 取 県

【定価一部一箇月二千円(送料を含む)】